

豊田土地区画整理事業（名古屋市南区）によって培われたまちづくり上の経験

— 住民運動と行政対応の分析 —

New experience about community development brought by Toyota Land Readjustment Project

— An analysis between neighborhood movement and administrative practice —

柳 谷 勝

Masaru YANAGITANI

1. はじめに

豊田土地区画整理事業は1960年代から80年代にかけて、名古屋市南部の南区内で行われた土地区画整理事業である（図1）。この事業は、1955年に土地区画整理法が施行された後、名古屋の既成市街地で施行された最初の土地区画整理事業であるとともに、名古屋において大規模かつ組織的な住民運動に直面した最初の都市計画事業でもある。

事業の主な目的は、地区内で未整備なままとなっていた広幅員の都市計画街路を区画整理を通して拡幅整備することであり、建物が密集する既存の路線商店街の大部分が道路敷に変わってしまう設計となっていた。また、大規模な道路の用地を多くの宅地からの減少によって生み出す必要から、計画道路周辺地区にとどまらず広範囲な土地を事業区域に組み込むものであった。

その結果、全面的な移転が必要となる商店街だけでなく、事業区域に組み込まれてしまった区域全体の住民をも巻き込む形で大規模な住民運動が展開されることになる。住民の様々な形での異議申し立ての運動にも関わらず、区画整理そのものはほぼ当初の設計どおりに完成した。

豊田土地区画整理事業の設計は、どこにでもある平凡なもので都市設計上とくに注目すべき目新しい内容が含まれていた訳ではない。大きく盛り上がった住民運動も、大幅な計画変更をさせるといっためざましい成果を得た訳ではない。しかし、当初住民と行政との鋭い対立に始まったこの事業の経過を通して、住民運動は、それまでのまちづくりに関わる名古屋の住民運動には見られなかった新しい水準を獲得した。また、大きな流れでは住民運動を押し切る形で事業を完成させた行政側も、運動への対応を迫られる中で、その後の市街地整備事業の展開に生かされる新しい経験を積んだと考えられる。そのような観点から、筆者は、豊田土地区画整理事業をめぐる住民運動と行政対応の関係には、名古屋のまちづくり史におけるひとつの転換点となる要素が含まれていると考えている。

本稿の目的は、豊田土地区画整理事業の内容および経過の分析を通して、住民と行政の双方がこの事業から得たまちづくり上の新しい経験を抽出し、整理することにある。

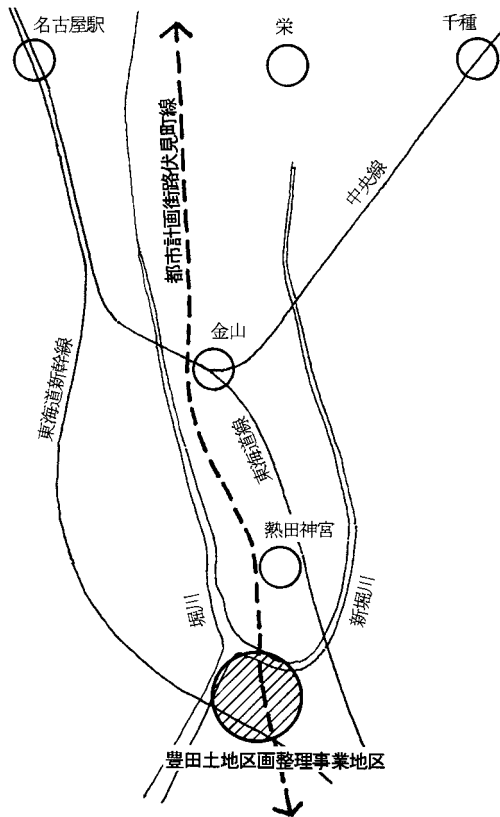
分析に使用した主な文献は、①「豊田土地区画整理事業誌」、②「名古屋都市計画史」、③「区画整理と住民運動—名古屋市豊田地区

豊田土地区画整理事業（名古屋市南区）によって培われたまちづくり上の経験（柳谷 勝）

都市改造区画整理のたたかい一」，④「豊田土地区画整理事業を振り返って（懇談会）」である。

この他，まとまった記録がほとんどない「豊田地区防災建築街区造成事業」の経過については，当時名古屋市職員としてこの事業の立ち上げを直接担当した松雄博雄氏¹⁾にインタビューして確認した。

図1 豊田土地区画整理事業位置図



2. 名古屋の既成市街地における区画整理の経験

「区画整理のまち名古屋」と言われるほど，名古屋では戦前から区画整理が盛んである。戦後も戦災によって消失した市街地を大規模な復興土地区画整理事業によって再建した。全国でも有数の区画整理の経験を誇る名古屋でありながら，なぜ豊田土地区画整理事業で

は当初から大規模な住民運動に直面する事態となったのか。ここでは，豊田土地区画整理事業の経過を理解する前提として，区画整理の経験が豊富とされる名古屋でも，建物が密集する既成市街地での区画整理の経験はきわめて乏しかったことを明らかにする。

2-1. 戦前の区画整理と道路整備

明治時代末期以降の名古屋では，旧城下町に由来する市街地が周囲に拡大して行く際の市街化は，大部分が組合施行の耕地整理・区画整理によって行われた。これら戦前の組合施行の耕地整理・区画整理の区域の総面積5,079haは，終戦時の市域面積16,176haの約55%に相当する²⁾。これらは全て田畑・山林を主体とする非市街地の市街化を目指して行われ，郊外部における都市計画街路整備の主要な手段でもあった。他方，既成市街地における都市計画街路の整備は，区画整理等によるのではなく，用地買収方式で行われた。

戦前の名古屋で既成市街地を対象に行われた唯一の土地区画整理事業は「名古屋駅前土地区画整理事業」である。当時笹島にあった国鉄名古屋駅を現在の名古屋駅の位置に移転改築するのに合わせ，駅前にふさわしい基盤整備を行う必要から実施されたものである。この事業では，都市計画街路の整備は街路事業（用地買収方式）として区画整理から切り離して執行され，区画整理は都市計画街路以外の道路や小公園の整備を分担した³⁾。既成市街地に都市計画街路を貫通させることを主目的のひとつとして区画整理が行われるようになるのは，戦後のことである。

2-2. 復興土地区画整理事業の経過と経験

戦後名古屋市は，戦災による焼失区域を中心に約4,400haを対象とした「復興土地区画整理事業」を開始する。この区域には，実際

に焼失した区域約4,000haのほか、焼失を免れた隣接区域など約400haが含まれていた。しかし1949年、財政難を理由に「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」が閣議決定され、これに基づいて名古屋市の復興土地区画整理事業も施行規模を約3,500haに縮小した。この結果、当初の計画には含まれていた非焼失区域（焼失区域に隣接する事実上の建物密集区域）は全て「事業計画の対象区域」から除外され、復興土地区画整理事業は、焼け残った建物がまばらにしか存在しない区域だけを対象に施行されることになる⁴⁾。このように戦後名古屋のまちづくりの出発点となった復興土地区画整理事業においても、名古屋市は建物が密集する市街地での区画整理に習熟する機会を逃している。

2-3. 戦後の密集市街地における区画整理の経験

豊田土地区画整理事業以前に行われた戦後の密集市街地における区画整理の唯一の事例は「駅西都市改造事業」である。

この地区は、現在の名古屋駅西口一帯の区域で、空襲による焼失区域であったが、戦後いち早くバラック等が密集し、闇市が軒を連ねる無秩序な市街地となっていた。当初は復興土地区画整理事業の「中村4工区」（約56ha）として事業が進められていたが、1957年、揮発油税を財源とする「都市改造事業」が制度化されたことに伴い、工区全部が都市改造事業として実施されることになった。

区域内の商店約1,000戸のうち20%強の204戸が公共用地や国鉄用地上の不法建築であり、民有地上の建物も、戦後の混乱に乗じて賃貸借関係があいまいなものが多かった。名古屋市はこの事業で初めて密集市街地における区画整理の経験を積むことになるが、事業の主な目的は地区の東端部分に駅前広場と新幹線

用地を確保することであり、そこにあった不法建築の処理が最大の課題であった⁵⁾ことから、やや特殊なケースであったといえる。

3. 豊田土地区画整理事業の概要

3-1. 事業化の背景

豊田地区の大部分は、昭和初期に設立された「豊田」、「伝馬」、「豊郷」の3つの組合施行土地区画整理事業によって宅地化が進められた戦前からの市街地である。名古屋と知多半島方面を結ぶ旧「知多街道」が地区を南北に縦貫し、街道沿いには商店が並んでいた。旧知多街道の拡幅は相当早くから計画されており、1924年に決定された都市計画街路網図にも幅員18間（約33m）の都市計画街路（一等大路第二類）として記載されている⁶⁾。しかし計画はあったが、実際の拡幅事業は行われていない。

戦中には、「都市疎開実施要綱」（1943年12月21日閣議決定）に基づいて「防空空地帯」を設けるための「都市疎開事業」（建物疎開）がこの商店街で行われた。終戦までにどの程度まで防空空地帯が確保されたのかは明らかでないが、戦後はいち早く建物が建設され、再び路線商店街が復活した⁷⁾。

1946年7月、名古屋市は戦後の都市計画の出発点となる復興都市計画を決定し、旧知多街道は改めて、「都市計画街路3・1・20号伏見町線」（幅員40m）として計画決定され、併せて豊田地区の大部分が、復興土地区画整理事業の施行区域に含まれた。しかし、戦災復興都市計画の見直しの際、戦前に組合施行の土地区画整理事業が行われた経緯があること、戦後いち早く建物が密集してしまったため実施が困難であること、などを主な理由として、復興土地区画整理事業の事業計画区域からは除外されている。

ところが、豊田地区の北側では復興土地区

画整理事業によって、また南側では単独の街路事業によって、都市計画街路伏見町線の拡幅整備が進められ、1960年代初め頃までには、豊田地区内の約1.2kmの区間が未整備のまま取り残されていた。折から高度経済成長期を迎え、モータリゼーションが進展する中で、名古屋の中心市街地と南部工業地帯を結ぶ主要なルートである旧知多街道沿いは、幅員8mの路線商店街に車が溢れ、歩行者の横断にも支障をきたすような状態となっていた。名古屋市としては、豊田地区内で交通のネックとなっている伏見町線を、何らかの方法で拡幅整備する必要に迫られていた。

3-2. 計画の概要

(1) 都市計画決定の理由

1963年3月16日、名古屋市は豊田地区約39.5haを復興土地区画整理事業施行区域(既に「事業計画の対象区域」からは除外されていたが、依然として「施行区域」には含まれていた。)から除外し、新たに約40.62haについて豊田土地区画整理事業の都市計画決定を行った。土地区画整理事業を行おうとする理由は、「都市計画決定の理由書」⁸⁾から次のように要約できる。

- ①この地区は戦災復興区域に含まれ、広路8号伏見町線(2級国道名古屋半田豊橋線)が都市計画決定されている。
- ②この都市計画街路は都心と南部臨海工業地帯および知多半島を結ぶ重要幹線街路である。
- ③この重要幹線街路は着々と整備されてきているが、本地区の区間約1200mは現況幅員8mで、家屋が密集し、未整備のまま取り残されている。
- ④最近の自動車交通量の増大に伴い、都市的機能の発展及び交通への支障が甚だしく、このまま放置できない状態にある。

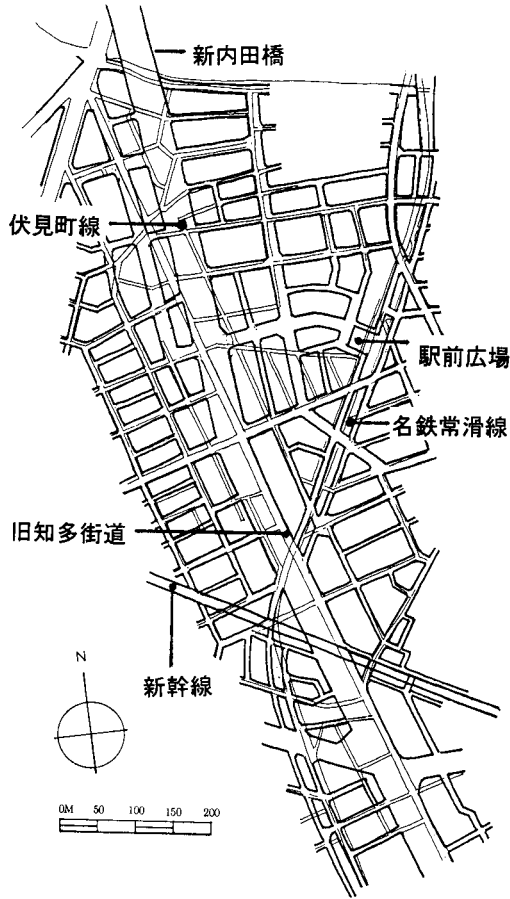
- ⑤そこで戦災復興区域から除外し、新たに土地区画整理施行区域として決定し、都市計画街路及びその他の計画街路の整備、名鉄常滑線の立体化を行う。

(2) 区画整理の設計

区画整理の設計上の特徴は、「豊田土地区画整理事業設計図」⁹⁾(図2—設計図から筆者が簡略化した)から次のように整理することが出来る。

- ①商店街が立地する旧知多街道(幅員8m)とほぼ重なるように都市計画街路伏見町線(幅員40m)を配置する。その結果、既存の路線商店街はほぼ全面的な移転が必要になる。
- ②商店街の集団移転先として、伏見町線の1ブロック西側に伏見町線と最初は南北に平行し、途中から伏見町線を東西に横断して名鉄常滑線豊田本町駅に至る、全体として「L字型」の新たな都市計画街路「豊田本町駅前線」(幅員15m, 延長630m)を配置する。(図3)
- ③名鉄常滑線をほぼ従前の位置で高架化する。
- ④名鉄常滑線豊田本町駅前の池を埋め立て、駅前広場および駅前の街区を設置する。
- ⑤拡幅対象となる伏見町線、商店街の移転先となる「L字型」の豊田本町駅前線との関わりがない場所では、概ね従前の区画街路の配置を踏襲し、狭い部分の若干の拡幅や行き止まりの解消程度に止める。
すなわち、この設計の目的はあくまでも伏見町線の配置にあり、その結果として商店街の移転先を確保する必要から「L字型」の街路を新設するものである。その他の街路については小幅な手直しをするだけで、どうしても区画整理をしなければならないほどの理由は見当たらない。

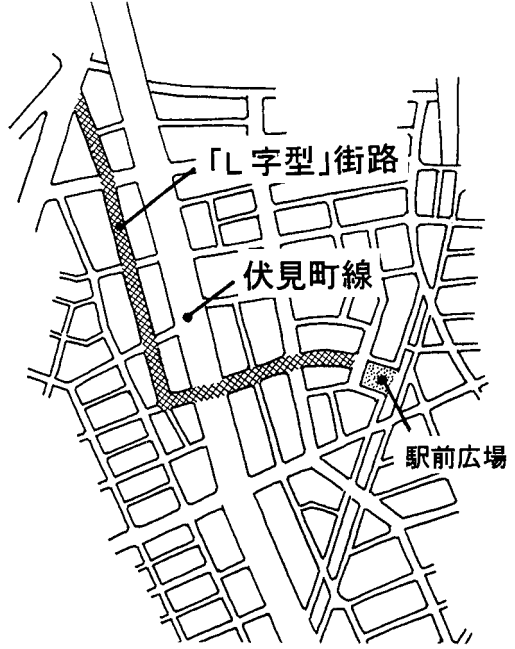
図2 区画整理設計（概略）



(3) 区画整理の区域設定

区画整理事業の区域の設定については、前記した「都市計画決定の理由書」には何も触れていない。「豊田地区公共団体区画整理補助事業実施計画総括表」¹⁰⁾によれば、事業区域全体で「道路広場」の面積は、事業実施後に7.7ha 増えることになっている。このうち幅員8mの旧知多街道を延長1,200m、幅員40mの伏見町線として拡幅するために増加する道路面積が約3.84haと見込まれ、伏見町線の拡幅分だけで「道路広場」の面積増の半分を占めている。すなわち、多くの宅地からの減歩によって幅員道路のための用地を生み出す必要から、生活者である住民と

図3 L字型街路（商店街移転先）



しては区画整理の必要を感じない区域まで、区画整理の事業区域に組み込まれたと見ることが出来る。

4. 事業の経過と住民運動

豊田土地区画整理事業の都市計画決定後の早い段階から、事業目的や区画整理の設計内容に対する住民からの異議申し立てが始まった。ここでは、都市計画決定前後から事業終息までの事業の経過と対応させながら、それぞれの段階で展開された住民運動を概観する。

4-1. 住民への周知

1963年3月16日に都市計画決定された豊田土地区画整理事業の決定手続きは、1919年制定の旧都市計画法（旧法）に基づいて行われた。

現行の都市計画法（1968年制定）では、都市計画を決定しようとする時は、決定に先立って案を縦覧し、意見書の提出を受け付けるこ

とが義務付けられている。しかし旧法には案の縦覧の義務付けは無く、決定後にその内容を縦覧することが義務付けられているだけである。事前に住民への周知措置を取らなくても、法手続き上は適法であるということになる。

豊田土地区画整理事業の事業年表によれば¹¹⁾、都市計画決定の前年から現況測量、権利調査などが行われているが、住民に対する周知措置については何も触れられていない。当時の住民運動のリーダーの一人は、その著作の中で「豊田土地区画整理事業の区域決定が行われたのは昭和三十七年であった。だがこの当時、一部の公職者と地元ボスを除いて、住民は誰ひとりこの計画を知らなかった。」と述べている¹²⁾。他方、都市計画決定直後の1963年3月28日付けの、内田橋商店街協同組合役員25名連名の名古屋市に対する陳情書¹³⁾の文面には、「（前略）昨年十一月二十日発表せられました伏見町線（地区外ですでに拡幅されている部分を指す一筆者）と知多街道を結ぶ高架道路建設（事業によって架けられ

る予定の「新内田橋」が高架で新堀川を渡るようになっていた一筆者）にともなう周辺一帯の区画整理につきまして（後略）」という文言があることから、一部の住民には都市計画決定の数ヵ月前に、事業に関する何らかの説明がなされていたと考えられる。

これらのことから、豊田土地区画整理事業の内容は、一部の住民には事前の説明がされたらしいが、大部分の住民は都市計画決定後初めて知ることになったと判断される。法的義務が無いとは言え、大部分の住民に必要な説明をしないまま都市計画決定を行ったことが、計画内容そのものに由来する問題とともに、その後の大規模な住民運動の引き金になったと考えられる。

豊田土地区画整理事業の住民周知に関する対応は、戦後まもなく事業が立ち上げられた復興土地区画整理事業の場合と比較しても明らかに後退したものである。

復興土地区画整理事業では、構想段階の1945年12月に、計画の骨子を新聞発表し、一般の協力を求めた。計画決定前には、区画整

表1 都市計画決定後に出された住民の意見・要求等

意見・要求の性格		意見・要求の要旨	要求団体等
①	区画整理設計の変更要求	<ul style="list-style-type: none"> 幅員16mの東西道路は商店街を南北に分断→幅員11mに変更要望 旧知多街道の大幅な拡幅は商店街の機能を失わせる→広復員道路を知多街道から1ブロック東に変更要望 	内田橋商店街協同組合 （3.28, 「陳情書」, 25名の役員連名） 内田橋・豊田本町・内田橋南部商店街協同組合 （5.22, 「陳情書」, 3組合理事長連名）
②	事業目的に対する異議	<ul style="list-style-type: none"> 事業は産業道路建設が目的で住民のためのものではない 	豊田土地区画整理対策協議会 （5・20, 「要求書」, 703名連名）
③	事業手法に対する異議	<ul style="list-style-type: none"> 都市中心部の国道建設を区画整理で行うと住民の犠牲が大きい 	同上
④	計画の進め方への異議	<ul style="list-style-type: none"> 重要問題は住民に相談し住民の利益に沿った計画とせよ 	同上
⑤	事業促進要望	<ul style="list-style-type: none"> 深刻な交通地獄解消のため早急な事業の完成を望む 	豊田地区都市計画促進連盟 （10.11, 「決議文」, 議長名）

理による復興計画の目的、経緯、実施の施行順序などを詳細に記述した冊子（ガリ版刷りワラ半紙3枚）を作成、各区役所を通じて各町内会連合会長宛に配布、住民への伝達を依頼した。この中には住民から要望があれば市の担当部局と打ち合わせてほしいという呼びかけも含まれていた。1946年の事業開始後には、25ページに及ぶ計画・事業の詳細な説明書と名古屋復興都市計画図を作成し、市民に1冊10円で販売した。¹⁴⁾

名古屋の中心部全体に及ぶ復興都市計画事業（約4,400ha）と1地区の事業に過ぎない豊田土地区画整理事業（約41ha）とでは事業の規模もその影響も大きく異なるが、17年後の豊田土地区画整理事業では、過去の住民対応の経験がほとんど生かされていない。

復興都市計画の段階から広幅員の都市計画街路が計画決定されており、いつか旧知多街道が拡幅されるということは、以前から周囲の住民には知られていた。しかし、影響を受けるのは直接道路に掛かる人たちだけと考えていた人が多く、広い範囲を巻き込む区画整理の計画を知り、不安を抱えることになったと思われる。

4-2. 都市計画決定に対する住民の反応

1963年3月16日に都市計画決定がされると、4月1日には事業の実施組織として「豊田都市改造事務所」が設置され、5月13日から市による地元説明会が開始されている。住民の活動が活発化するのには都市計画決定後、とくに地元説明会が開始されてからであり、地元住民の団体から様々な意見や要求が出されるようになる（表1）。

（内田橋商店街協同組合の陳情）

最も早い住民側の反応は、3月8日付で市に出された内田橋商店街協同組合役員25名連名の陳情書¹⁵⁾で、名鉄豊田本町駅につながる

東西道路の幅員縮小を求めている。その理由として、幅員が大きいとこの道路が商店街を南北に分断するからとしており、区画整理設計内容の一部変更を要求するものである。

（内田橋・豊田本町・内田橋南部3商店街の陳情）

続いて5月16日付で内田橋・豊田本町・内田橋南部の3つの商店街協同組合の理事長連名の陳情書¹⁶⁾が市に出されている。これは、市当局が地元は何の相談もなく計画を推進しようとしていることを批判しつつ、具体的には、旧知多街道の大幅な拡幅によって商店街の機能が失われるので、広幅員道路（伏見町線一筆者）を1ブロック東に変更するよう要望するものである。先の内田橋商店街単独の陳情書に比べ、旧知多街道の原計画位置での大幅な拡幅に明確な反対を唱え、図面を付けて具体的な対案を示していることに特徴がある。区画整理設計のかなり大きな変更を求めたものと見ることができる。

（豊田土地区画整理対策協議会の要求）

さらに5月20日付で豊田土地区画整理対策協議会（以下「協議会」と略称する）から、703名の署名を添えた要求書（「私たちの要求」¹⁷⁾が市に提出された。その内容は、①区画整理は産業道路建設のためのものであり住民のためのものではない、②都市中心部の国道建設（都市計画街路伏見町線を指す一筆者）を区画整理によって行うこと自体が間違いで、住民に犠牲だけをもたらすので白紙撤回を要求する、③内田橋付近の交通渋滞の解消は望むが、住民が納得して協力できる計画とせよ、④重要問題は何によらずすべて住民に相談し、住民の利益に沿った計画を立てるよう要求する、と言うものであった。

計画の白紙撤回を求めていること、署名によって多数の住民の反対意思が表明されていること、の2点において商店街組織から出さ

れた要望と異なり、計画への全面反対を表明する組織的な住民運動の旗揚げと見ることができる。協議会は要求書を出すだけでなく、数十名の住民が名古屋市計画局長と面談して計画内容を問いただしその問答を知らせるビラを全戸配布したり、十数回にわたる大小集会を開いたり、住民有志が京都伏見の区画整理反対同盟を訪ねて運動の経験を学んだりしている¹⁸⁾。

（豊田地区都市計画促進連盟の決議文）

これら住民による様々な異議申し立てや要求の活動からやや遅れた10月11日付で、豊田地区都市計画促進連盟議長の名で、決議文¹⁹⁾という文書が市に提出されている。その主旨は、この地区の交通地獄は深刻なので早急な事業の完成を望むと言うもので、無条件に事業の推進を求める最初の要求である。ただ、この文書には議長の個人名が記されているが、住民の間にとどの程度の広がりを持つ組織であったかは明らかでない。

区画整理に対する住民の様々な反応が巻き起こる中、名古屋市は、町内会、学区、商店街、協議会などを対象に、1年間に40回以上の説明会を開催した²⁰⁾。またその一方で、事業計画の作成に向けた立ち入り調査も始めたが、地区内各所で住民の抵抗に会っている²¹⁾。

4-3. 事業計画の縦覧と意見書の提出

1964年4月・5月にまたがる2週間、土地区画整理法に基づいて事業計画と施行規定の縦覧が行われた。縦覧者は721名にのぼり、1,239名という多数の住民から意見書が提出された。意見書の主旨と件数は次のように記録されている²²⁾。

①事業にあたり完全換地、完全補償を要求し、これができない場合は全面反対

794名

②この事業は、産業道路と名鉄高架の建設が主な目的であり、全面反対 285名

③この事業は住民に重大な被害を与えるので白紙撤回 155名

④その他の意見書 4件 5名

これらの意見書は3つの団体、4人の個人から出された²³⁾とされており、意見書の提出そのものが組織的な運動として行われたものと考えられる。各団体と集約された意見書の主旨との対応関係までは分からないが、都市計画決定時の各団体の対応から判断して、商店街の構成員の多くが①の意見を、協議会に結集する住民の多くが②・③の意見を提出したと推測できる。①が、条件によっては事業そのものには反対しない、②・③が、事業そのものへの全面反対である。この段階で、事業に全面反対の住民がなお多数存在していることと同時に、事業そのものの是非よりも換地、補償といった具体的な条件に関心を移している住民がより多く存在していることが注目される。

これら多数の意見書について、1964年7月21日、愛知都市計画地方審議会は常務委員会で審議した結果、一括不採択と採決した。この結果を受け、名古屋市は8月18日、名鉄高架化を含む事業計画を公告・決定し、9月18日から全区域にわたる街区確定測量、地区界測量を開始した²⁴⁾。しかし住民の抗議による測量ストップが相次ぎ、協議会は市との交渉で、市が一時測量を延期し、住民に対して区画整理の内容をより詳しく知らせる措置を取ることを約束させている²⁵⁾。

事業計画縦覧後の5月22日、事業計画に対する法律上の意見書提出とは別に、一人の地主が所有する一団の土地に多数の住民が借地・

借家の形で居住している住民の集団（豊門町中部地域居住者68名）から、自分たちの行き場を確保するよう市に対応を求める要望書²⁶⁾が出されている。その内容は、区画整理が行われると、借地・借家人である自分たちの行き場が無くなってしまふ恐れが強いので、地主には飛換地を与え、跡地を市が買収し、自分たちに長期年賦で払い下げをしてもらいたい、そうでない限り区画整理には絶対反対である、と言うものである。

区画整理が借地・借家人にもたらす影響を住民自身が十分把握した上で、その救済策を具体的に市に提案・要望したものとして注目される。

4-4. 土地区画整理審議会委員の選挙

1964年12月20日、名古屋都市計画豊田土地区画整理審議委員の最初の選挙が行われ、所有権者委員6名、借地権者委員2名が選出された²⁷⁾。翌年1月には、学識経験者委員2名が市によって選任され、審議会委員10名が決定した。

審議会委員の選挙をめぐる、協議会の中に①審議会は事業の推進機関なのでボイコットすべし、②住民の立場に立つ委員を送り込み活用すべし、という両論があったが、話し合いの結果、住民の意思を表明する場として選挙に臨む方針を決めている。関係権利者全体から土地所有者11名、借地権者4名の立候補があり、選出された6名の土地所有者委員のうち区画整理反対派ないし批判派が4人を占めたとされている。

協議会は委員を通して審議会規則に会議の公開と借家人代表のオブザーバー参加などを盛り込もうと働きかけたが、これは実現していない。しかし、過小宅地の所有者が多いので、換地不交付には応じないという点では全委員の意思統一が図られた。²⁸⁾

4-5. 仮換地の指定と審査請求運動

区画整理の換地方針がいつ決定され、仮換地指定のための実質的作業がいつ頃から本格化したのかは明らかでないが、名古屋市は1966年10月4日の第4回審議会においてはじめて仮換地に関する諮問を行っている²⁹⁾。この諮問は、第5回審議会（11月15日）において承認され、12月13日には地区全体の約9割、所有権1,049筆、借地権209筆について第1次の仮換地指定が行われた³⁰⁾。

これに対して疑問や不満を持つ住民も多く、協議会を中心とする住民たちから仮換地指定処分に対する審査請求運動が起きる。1967年1月から、協議会などによる審査請求相談所が公民館に常設され³¹⁾、1月から2月にかけて、行政不服審査法に基づく仮換地指定等に対する審査請求462件が愛知県知事に提出された。

審査請求の理由の要旨は次のように記録されている³²⁾。

-
- ①仮換地と従前地の諸条件で照応していないものが多数
 - ②仮換地が25%から250%以上のものまであり格差が著しい
 - ③伏見町線は南部工業地帯への通過交通のためのもので、商業地域としての宅地利用率が減退するにもかかわらず24%の高い減歩率は不当
 - ④各筆の換地指定に当たって公にされている換地方針が適正に貫かれておらず公正でない
-

審査請求の結果は、棄却283件、却下48件、取り下げ95件となっている。うち22件は再審査請求されたが、いずれも棄却、却下、取り下げのどれかとなり、さらに4件については訴訟に持ち込まれたが、最終的には却下された³³⁾。

4-6. 連合会の結成とその活動

審査請求運動が一段落した1967年2月27日、それまでの協議会の枠を超える住民組織として「豊田土地区画整理対策連合会」（以下「連合会」と略称する）が、430世帯の加入を得て発足した。

会の目的は、「不合理不公平な豊田土地区画整理の仮換地指定を是正し、今後の事業の進行にともなっておこる移転立退きその他の問題で住民の権利と利益を守ることを目的とする」（連合会規約第一条）とされている。協議会がそれまで主として区画整理そのものへの反対を前面に押し出していたのに対して、連合会は、区画整理そのものには反対しない住民も含めて、事業の公正、適切な執行と住民の権利、利益の擁護を前面に押し出している。

連合会は6つのブロック毎に副会長を置き、会員10名に1名の割合で理事を選び、毎月の理事会開催や月1回の機関紙「連合会ニュース」の配布など組織体制の強化が図られた。また、立場の異なる住民の要求のとりまとめと相互の調整を図るため、土地所有者部会、借地権者部会、借家アパート部会なども設けられた。

連合会はメーデーや名古屋市職員労働組合が主催する自治研集会への参加、自治労愛知県本部との共同によるレポートの作成など、地元の枠を超えた活動にも取り組むようになる³⁴⁾。この段階で、区画整理の事業主体である名古屋市の職員労働組合と豊田地区の住民運動組織との交流が始まっていることが注目される。また、1968年11月には「第1回全国区画整理研究会」が開催されているが、連合会は自治体問題研究所とともに主催者側として開催準備に取り組んでいる。現在も続いている「区画整理対策全国連絡会議」はこの研究会で発足したものである。³⁵⁾

4-7. 事業計画の一部変更と意見書の提出・口頭陳述

1967年12月には、資金計画及び区画街路の一部変更のための事業計画変更の縦覧が行われた。変更内容は重大なものではなかったが、連合会は、この機会を事業に対する住民の意見を述べる場として活用する方針を決め、全体として315名が縦覧し、861名が意見書を提出した。先に仮換地指定等に対する審査請求が全て退けられた経験から、意見書提出者全員の口頭意見陳述の申し立てを行った。これに対して愛知県は、愛知都市計画地方審議会幹事を聴取者として、陳述人を3名に限定し、陳述人それぞれに1名の補佐人を付けて意見を聴取することを決めた。³⁶⁾

口頭陳述は1968年8月3日に行われ、意見書提出者の代表者である陳述人から、豊田土地区画整理事業の内容と進め方に対する包括的な意見³⁷⁾が述べられた。これに対して愛知都市計画地方審議会は、9月5日、意見書及び口頭によって陳述された意見はいずれも名古屋市及びこの地区の将来性並びに都市計画的見地から理由のないものか、法律上許されている事項であるかまたは、事業計画変更についての意見でないものとして不採択とした³⁸⁾。

4-8. 商業者による共同ビル建設に向けた活動

区画整理に対する様々なレベルの異議申し立ての運動とは別に、旧知多街道沿いの商店街の構成員からは、区画整理による移転を前提とした上で、この機会に台頭著しいスーパーマーケットに対抗できる共同ビルを建設して協業化を図ろうとする動きが起きている。

この動きは、豊田土地区画整理事業の都市計画決定後、新しい街区における共同化の検討という形で具体化する。当初商店街構成員

のほぼ全員が参加する話し合いが持たれ、市の建築局による「防災建築街区造成事業」を適用した共同ビル建設の進め方などについての地元説明会も行われた。

商店街の移転先に予定されている「L字型」の街路に面する街区ごとに、共同化を図る方向で話し合いを続け、一時は数街区で共同化への盛り上がりが見られた。しかし、商店街構成メンバー自らが、一軒ずつ共同化意向の確認調査を行うと、どの街区においても、街区全員の合意には達しなかった。

せっかく盛り上がった共同ビル建設への機運が全て無になってしまうことに危機感を抱いた推進派のメンバーを中心に、市（区画整理を担当する計画局）との交渉を続ける中で、共同化の意思が固まっている権利者のみを一定の街区に集合換地することによって、共同化を実現しようという案が浮上する。その後1965年12月、名鉄豊田本町駅前の62・63街区への集合換地の方針で合意が成立し、1967年10月12日「防災建築街区」の指定、1969年2

月防災建築街区造成法に基づく共同ビル2棟の着工へと進み、1970年3月に竣工した。

名古屋市（防災建築街区を担当する建築局）は、62・63街区に防災建築街区の指定を行った際、2・3・7・8・18街区についても同時に指定を行っている（図4）。これらの街区では共同化への全員合意は得られていないが、共同化への盛り上がりが見られたため、将来への可能性に期待して指定を行ったものである。しかし、最終的に街区単位での共同化が実現したのは62・63街区の2街区に止まった。³⁹⁾

4-9. 事業の終息

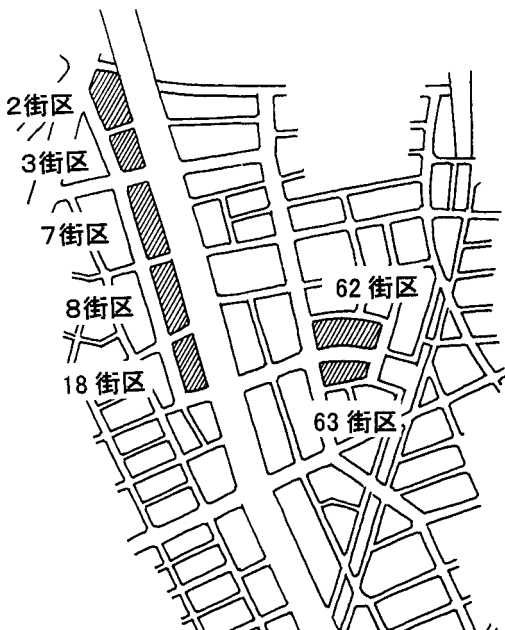
1968年の事業計画の一部変更に対する意見の口頭陳述とそれに対する都市計画審議会による不採択の決定以降は、連合会等による区画整理への集团的異議申し立ての運動は、大きな盛り上がりを見せることなく次第に沈静化している。仮換地の指定や移転に伴う補償交渉の開始に伴って、運動は個々の住民・権利者の権利擁護と生活保障に重点を移していったと考えられる。

その後、区画整理事業そのものは、移転の多さと複雑さなどのため事業の長期化を余儀なくされるが、大規模かつ組織的な住民運動に直面することなく、1979年には「L字型」の都市計画街路に新しい商店街が形成され、1984年には伏見町線の全線開通と名鉄常滑線連続立体化が完了し、1986年3月25日には豊田土地区画整理事業が完了した。

5. 住民運動の特徴と新しい経験

豊田土地区画整理事業は、住民側の様々な異議申し立てにもかかわらず、区画整理そのものは、ほぼ市が最初に描いた計画通りに完成した。しかし、この事業に対して展開された住民の運動は、運動の規模、組織性、多様性などにおいて、以前の名古屋には見られな

図4 防災建築街区指定街区



豊田土地区画整理事業（名古屋市南区）によって培われたまちづくり上の経験（柳谷 勝）

かったまちづくり運動としての新しい経験を生み出した。

豊田土地区画整理事業に関連する様々な住民運動の主体は、大きく次の4グループに分けられる。

- ①既存の商店街組織
- ②建物共同化に取り組んだグループ
- ③特定の地主との賃貸借関係を集団的に解決したグループ（内田橋借家人組合）
- ④協議会（のちに連合会）を結成し組織的に活動したグループ

豊田地区住民の多くが、上記いずれかのグループの一員として様々な活動に参加した。4つのグループは全く別のものでなく、個人のレベルでは複数のグループのメンバーとして活動した人もかなりいる。

ここでは、既に述べた事業の経過とそれに対応する住民運動の展開を踏まえて、各グループが展開した運動の特徴と運動によって得られた新しい経験について整理する。

5-1. 既存の商店街組織

商店街組織として市に提出した陳情書から判断して、このグループは、区画整理に対する全面的な異議申し立てはしていない。伏見町線の拡幅整備が既存商店街に多大の影響を及ぼすことから、商店街への影響ができるだけ小さくなるように、区画整理設計の一部変更を求めることが要求の柱である。

要求内容の特徴は、計画道路の幅員の一部変更や位置の変更について、具体的な案を示して要求していることである。運動の形態としては、市に陳情書や要望書を提出して話し合いを求める従来からあるスタイルをとっており、住民運動としてとくに目新しいスタイルを生み出してはいない。都市計画決定以前

には、市による公式の説明会が開かれなかったが、商店街の主要メンバーには、区画整理の予定について何らかの形で伝えられており、そのこと自体については大筋の了解が得られていた可能性がある。

5-2. 建物共同化に取り組んだグループ

このグループの運動は、区画整理に伴う既存商店街の全面移転・再配置という事態に商業者自身がどう対処するかという必要から生まれたものである。

豊田土地区画整理事業誌には、このグループの要望・陳情などの文書が記録されていないが、松尾氏によれば、共同化の実質的リーダーの役割を担った人は、早い段階から名古屋市建築局の担当者に相談を持ちかけていた。共同化という発想を生むに至った背景は、伊勢湾台風時（1959年）の商店街の浸水による打撃とスーパーマーケットの台頭による商店街への深刻な影響である。いやおうなく商業環境が変化する区画整理の機会を捉え、建物共同化によって商店街の勢いを挽回しようという発想が生まれた。したがってこのグループからは区画整理そのものに対する反対の動きは出ていない。

仮換地の決定は後日になるが、1963年3月の都市計画決定後、商店街と市との様々な折衝を通して、かなり早い段階で、個々の権利者の移転先の予定が明らかにされて行ったと考えられる。

一方、建物共同化については地区外からの動きもあった。街区単位での建物不燃共同化を目的とする防災建築街区造成法の制定（1961年）後、名古屋市建築局が市内3地区で防災建築街区指定の検討を始めており、その中に豊田地区も含まれていた。また、以前から不燃化推進に取り組んでいた名古屋商工会議所が、区画整理事業の都市計画決定後、

豊田地区の商店街で建物の不燃共同化に関する住民アンケート調査を行い、その結果を受けた市の建築局がより具体的な検討を始めていた。

こうした外からの働きかけと共同化に関心を持つリーダー的人材の存在とがあいまって、商店街構成員の中に建物共同化への関心が高まって行き、商店街全体の問題として話し合われることとなる。その後の話し合いは街区ごとのよりつつこんだものとなり、幾つかの街区で共同化の機運が高まったが、全員の合意には至らず、やむなく共同化意向のある権利者だけが特定の街区に集合換地を受ける方法で、防災建築街区造成法に基づく建物共同化を実現するという選択をした。共同ビル着工までには巨額な資金の調達という難問が残されたが、ビルの上部に公団住宅を導入する形で住宅公団の協力を取り付け、2棟の共同ビル建設にこぎつけた。

この運動の特徴と経験は次のように整理することができる。

-
- ①区画整理を商店街近代化のチャンスとして積極的に活用したこと。
 - ②共同化実現までの幾つかの障壁を、住民自らの主体的な話し合いと活動によって克服していったこと。
 - ③共同化という自らの目標を達成するために、市の建築局（制度の活用、技術的支援）、計画局（共同化意向のある権利者の集合換地）、日本住宅公団（公団の資金力・技術力の活用）などの協力を積極的に求めたこと。
 - ④最初の段階での商店街構成員全体での開かれた話し合いから最終的な共同化意向の確認までの一連の活動を、商店街構成員自らの手で民主的に進めたこと。
-

実際に共同化が実現したのは地区全体から見れば一部に過ぎないが、このグループは、住民が求めるまちづくりを住民自らの努力によって実現するという、名古屋における新しいまちづくり運動の経験を蓄積した。また、住民運動と行政機関等とのパートナーシップを住民主導で打ち立てた例としても注目に値する。

5-3. 内田橋借家人組合

このグループの活動は、区画整理の仕組みの中ではきわめて弱い立場に追い込まれがちな借家人が、団結して問題の解決に取り組んだものである。

豊田地区の北端に位置する内田橋に近い旧豊門町（現内田橋二丁目北部）には、1人の地主が所有する土地・建物に数十名の借家人が居住し、そのほとんどが内田橋商店街の入り口付近で商業を営んでいた。この人たちは、区画整理が行われることを知った後、市からの説明や地主との話し合いの中で、自分たちの借家権が、区画整理の仕組みの中ではきわめて不安定なものであることを学習して行った。借家人間で善後策を協議する中で、ひとつの解決策をとりまとめ、都市計画決定から1年余り経った1964年5月、豊門町中部地域居住者（68名）の名で、市に対する要望書を提出した。その内容は、現在の大家（地主）には別の場所に飛換地を与え、跡地を市が買収し、借家人に年賦で払い下げしてもらいたい、というものである。

当初地主は、この機会に借家を整理して更地にしたいと考え、借家人と交渉を重ねていた。借家人たちは「内田橋借家人組合」（46名）を結成して地主と統一的な交渉を重ね、時には市も加わった話し合いの末、地主の英断もあって、地主と借家人の間に次のような合意が成立した。

- i) 地主は借家人組合に対して仮換地396坪(約3分の1)を無償譲渡する。
- ii) 組合員が使用している建物は、すべて現在の権利者に無償譲渡する。(建物の移転補償費が借家人に支払われることになる一筆者)
- iii) 396坪の配分については、借家台帳及び銀行算定の評価割合に応じて配分する。
- iv) 配分土地を他の権利者に処分し、現地を立退く場合は、坪25万円とする。

この合意に対して、市もこのケースに関する統一的な補償の考え方をまとめ、地主と借家人の合意が円滑に履行されるよう協力した。合意成立後約1年間借家人組合内部の調整が行われた結果、46人中31人が他に転出し、15人が取得した仮換地(「L字型」街路に面する街区内)へ集団移転することになった。仮換地へ集団移転した人たちは、1971年10月6日、その地で共同店舗「サモア」(3階建て長屋形式)を完成させている。⁴⁰⁾

この運動の特徴と経験は次のように整理することができる。

-
- ①区画整理における借家人の処遇のされ方を十分理解した上で、早い段階から事業後の生活再建策の検討を始めたこと。
 - ②独自の具体的な解決案をまとめ、市に要望していること。(最終的には提案とは異なる形で解決一筆者)
 - ③借家人が団結して地主や市との交渉を進め、地主との合意を成立させたこと。
 - ④運動と地主の英断によって取得できた仮換地上に共同店舗を実現し、商店の近代化も達成したこと。
-

最終的に仮換地に集団移転して共同店舗を実現した人の数は少ないが、借家人の権利保障が十分でない区画整理事業の中で、団結と

粘り強い交渉を通じて借家人固有の問題を解決した意義は大きい。区画整理の中で借家人の生活を守る運動として、新しい経験を積み上げたものと言える。

5-4. 協議会および連合会の組織的な運動

協議会の運動は、市が都市計画決定した土地区画整理事業への全面反対から出発した。当初から計画の白紙撤回を要求して大規模な運動を展開したが、結果的には区画整理はほぼ当初の計画通り行われた。このグループの運動の最大の特徴は、行政が進めようとする事業に対する住民側の異議申し立てを、大規模に組織された住民運動として継続的に展開したことにある。運動の形態も多様で、事業の各段階に応じて、対抗する作戦をその都度組み立てており、名古屋におけるまちづくり運動の新しいスタイルを確立した。

協議会の活動経過から、この運動の特徴と生み出された新しい経験は、次のように整理することができる。

-
- ①行政が進めようとする事業の目的と適用する事業手法に対して、住民の生活向上のためのものではなく、住民に不利益を強いるものであるとして鋭く批判したこと。(反対の視点)
 - ②事業の進め方が非民主的であるとして、住民の意見を事業に反映させるべきことを繰り返し求めたこと。(まちづくりの民主化要求)
 - ③住民の要求を組織的な運動を通して行政に認めさせようとしたこと。(組織的運動による解決)
 - ④組織的な運動の強化のため、行政との集団交渉、ビラの全戸配布、大小集会の開催、統一的な行動、組織体制の整備など、労働運動などに普及した方法が住民運動

に応用されたこと。(運動のスタイル)

- ⑤当初は事業の白紙撤回を求める要求書の提出から出発しているが、事業の局面に応じて、事業計画の縦覧と意見書の提出、土地区画整理審議会委員の選挙、仮換地指定に対する審査請求と口頭陳述など、法的に認められている様々な意見表明の機会を最大限組織的に活用したこと。(あらゆる機会の活用)
- ⑥事業の進行が避けられない事態となった段階から、絶対反対の色彩が濃い「協議会」を事実上発展的に解消し、区画整理容認を含めた様々な立場の住民の権利と利益を守ることを目的とする「連合会」に組織換えしたこと。(一致できる要求での幅広い団結)
- ⑦自治研集會や全国区画整理研究会への参加などを通して、地元の枠を超えた各地の住民組織、自治体職員や地方議員、法律家、研究者などとの交流を進めたこと。(外部の団体・専門家との連携)

6. 行政が住民対応から得た経験

名古屋市は、当初住民から出された計画の見直しに関する要求にはほとんど何も応えず、時間はかかったが、ほぼ当初の計画通り事業を完了させている。即ち、既定の区画整理を最後までやり遂げる、という大きな枠組みからは一歩も踏み出していない。

しかし、区画整理事業の制度的な枠組みの中で可能な範囲では、住民要求に対応する現実的な制度の運用によって、以後のまちづくり手法改善につながる新しい経験を生み出している。

6-1. 減歩緩和のための措置

土地区画整理事業では、原則として、事業

の前後で各権利者の土地の評価額に大きな差額が生じないように換地する。しかし、公共団体施行の事業の場合、密集市街地等において大規模な公共施設整備を行うと、適正な減歩率を超えた減歩を土地の権利者が負担しなければならない場合がある。その結果、施行後の宅地価格の総額が施行前の宅地価格の総額より減少してしまうので、施行者がこの差額を、従前の宅地の権利者に「減価補償金」として支払う(土地区画整理法第109条)。

伏見町線という広幅員街路の整備を伴う豊田土地区画整理事業では、平均減歩率が24.4%と計算され、減価補償金が必要となった。しかし、減価補償金として金銭が支払われたとしても、平均減歩率が20%を超えるようなケースでは、零細な土地の権利者は新しく得た換地に建物を再建すること自体が困難となる。

そこで名古屋市の、都市計画決定に先行して、減価補償金相当額を投入して新たに土地を購入し、この土地を区画整理区域に組み込むことで減歩緩和を行い、平均減歩率を実質13.9%まで引き下げている。先行買収した土地は、名鉄駅前にあった池(11,175㎡)、豊田地区から少し離れた場所にあった四条町池(13,955㎡)、氷室町池(13,602㎡)など合計40,895㎡に及ぶ⁴¹⁾。これは区画整理の事業区域面積の10%強、伏見町線や豊田本町駅前広場など主要な公共施設として新たに生み出さなければならない土地の面積にほぼ匹敵する。住民から、この区画整理は産業道路建設と名鉄のためのものであり、住民のためのものではない、という批判を受けているが、そうした批判をかわすためのものであったとしても、実質的に住民の負担を緩和するために取られた計画技術として評価することができる。

6-2. 集合換地と建物共同化

土地区画整理事業は、宅地の減歩と土地の交換分合により、必要な公共施設(道路、公園、広場など)と宅地の整備を行う事業であり、特殊な例を除けば建物の整備は事業の対象としていない。そのため、既成市街地の整備手法としては、建物を含めた市街地の計画的再整備につながりにくいという欠点がある。豊田土地区画整理事業では、施行者である名古屋市は、当初は事業後の建物整備について具体的な対策を用意していなかった。既存商店街の権利者を「L字型」街路に集団移転させれば、各権利者の個別の努力によって商店街が再建されると期待していただけである。

しかし実際には、豊田地区内に共同化による4棟の商業ビルと区画整理区域の飛び地である四条町に1件の共同住宅が実現した。これらはいずれも住民自身の主導によって区画整理の枠組みを超えた土地・建物の一体的整備を達成したものである。とは言えその実現には、区画整理の換地操作を通した市の実質的な支援が不可欠であった。

区画整理では、従前の土地から従後の土地に換地する場合、従前従後の土地の条件がほぼ同じであることを原則とする(照応の原則)。しかし照応の原則を画一的に適用すれば、共同化に賛成する権利者が相互に隣接する土地に換地を取得する確率はきわめて低い。名古屋市は、住民の建物共同化の熱意の高まりを受け、照応の原則の画一的な適用にこだわらず、関係権利者との協議を重ね、共同化意向のある権利者の換地先を特定の場所に集める「集合換地」に踏み切り、権利者の自発的共同化の実現を実質的に支援した⁴²⁾。

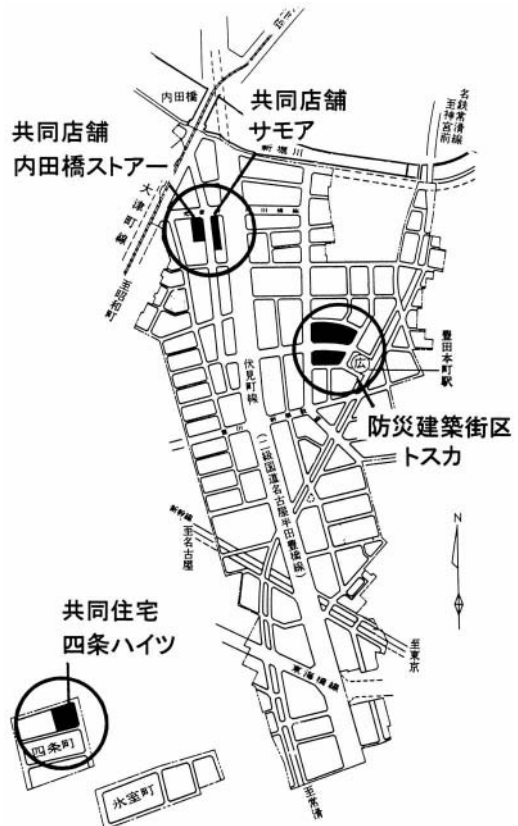
名古屋市には、復興土地区画整理事業の際、都心部に立地する寺院の墓地を大規模に「平和公園」に集合換地した実績があり、この経験が豊田地区の建物共同化に際して生かされ

たといえる。

集合換地という換地操作を通した市の支援を受けて実現した共同ビルは、豊田本町駅前の共同ビル「トスカ」2棟(防災建築街区造成法を適用、権利者数46名)、共同店舗「内田橋ストア」1棟(商店街有志による任意事業、権利者数20名)、共同店舗「サモア」1棟(内田橋借家人組合の活動による任意事業、権利者数15名)がある。また、市が先行買収した飛び地である元の四条町池には、宅地造成された後、共同住宅建設を希望する権利者が集合換地を受け、共同住宅「四条ハイツ」(任意事業、権利者数不明)が実現した(図5)。

建物共同化が実現したケースは地区全体から見ればほんの一部に過ぎないが、集合換地

図5 建物共同化事例



という手法を積極的に活用すれば、区画整理の枠組みの中でも、建物の整備を含めた市街地整備に一定の役割が果たせることを実証したことは評価に値する。

6-3. その後の市街地整備事業への影響

豊田土地区画整理事業の経験からの影響と考えられる、その後の名古屋市の市街地整備事業の変化について簡単に触れておく。

(住民への周知と計画変更)

豊田土地区画整理事業以降の名古屋市施行の市街地整備事業では、住民への事前説明なしに計画決定することがなくなった。説明水準の問題は残るが、形式的には必ず事前の説明会が持たれている。住民の不同意によって市が用意した計画案が変更された例もある。豊田土地区画整理事業の開始から半年ほど遅れて都市計画決定された「小鳥町第一市街地改造事業」では、市は当初8haの区域について計画案を作成したが、住民の不同意のため、計画対象を1haに縮小して事業が実施されている。計画への住民意向の反映措置は事業ごとに徐々に改善され、近年は計画作成に先立って住民意向を把握することが通例となっている。

(建物を含めた市街地の一体的整備)

豊田地区以後も、既成市街地での名古屋市施行の土地区画整理事業は行われているが、区画整理単独で事業が行われる事例がほとんどなくなった。区画整理を主体としながらも、何らかの形で建物の整備を行う事業手法との合併施行が主流となっている。また、幹線街路の整備を主な目的のひとつとする市街地整備事業においても、土地・建物の一体的整備手法である市街地再開発事業の適用事例が増えている。

(住民組織との協力)

住民のまちづくり活動が先行して市に事業

実施を要求し、市が正面から受け止めて事業化を図る事例はまだ極めて少ないが、市が実施しようとする事業の推進段階で、市が住民のまちづくり活動を奨励し、支援しつつ協力する事例が増えている。

参考文献：

1. 名古屋市計画局開発部都市整備課編『豊田土地区画整理事業誌』名古屋市計画局, 1990.03.31
2. 名古屋市計画局・財団法人名古屋都市センター編著『名古屋都市計画史』財団法人名古屋都市センター, 1999.03
3. 松井和彦「区画整理と住民運動—名古屋市豊田地区都市改造区画整理事業のたたかい—」西山卯三編『講座現代日本の都市問題2 都市計画とまちづくり』pp282-313, 汐文社, 1971.9.20
4. 『豊田土地区画整理事業を振り返って(懇談会)』1989.07.06, 名古屋市計画局豊田都市改造事務所OBによって行われた座談会の記録, 編集: 名古屋市計画局

インタビュー：

1. 話し手: 松雄博雄, 聞き手: 筆者, 「豊田地区防災建築街区造成事業について」2005.10.08実施
-
- 1) 元名古屋市職員。耐火建築促進法の時代から、多数の再開発調査・計画を担当し、防災建築街区造成法施行後は、同法に基づく再開発事業の立ち上げを担当した。建築局次長を最後に名古屋市を退職、その後豊田工業高等専門学校教授を務めた。
 - 2) 参考文献1: pp220-223
 - 3) 参考文献2: pp230-233
 - 4) 『都市計画概要1996』名古屋市計画局, 1996.03: p92
 - 5) 参考文献2: pp288-291
 - 6) 参考文献2: 「都市計画史図集編」pp53.54
 - 7) 参考文献2: pp198.199.462
 - 8) 参考文献2: p463
 - 9) 参考文献1: pp38.39
 - 10) 参考文献1: pp40.41
 - 11) 参考文献1: p148
 - 12) 参考文献3: p284
 - 13) 参考文献1: p192
 - 14) 戦災復興誌編集委員会編『戦災復興誌』名古屋

屋市計画局，1984.03.30：pp36.37.40／伊藤徳男
『名古屋の街 第二部』丸善名古屋出版サービス
センター，2000.11.03：pp29.30.35.36

- 15) 参考文献1：p192
- 16) 参考文献1：p193
- 17) 参考文献1：p23
- 18) 参考文献3：p286
- 19) 参考文献1：p195
- 20) 参考文献1：p24
- 21) 参考文献3：pp286－288／参考文献1：pp62.

63

- 22) 参考文献1：p24
- 23) 参考文献3：p288
- 24) 参考文献1：p35
- 25) 参考文献3：p288
- 26) 参考文献1：p196
- 27) 参考文献1：p46
- 28) 参考文献3：p289
- 29) 参考文献1：p29
- 30) 参考文献1：p68
- 31) 参考文献3：p290
- 32) 参考文献2：p465
- 33) 参考文献2：p465／参考文献1：pp70.71
- 34) 参考文献3：pp291－293
- 35) 参考文献3：pp304.305
- 36) 参考文献2：p466／参考文献3：pp293.294
- 37) 口頭陳述で述べられた意見の内容は，参考文献3：pp294－303で参照できる。
- 38) 参考文献2：p466
- 39) インタビュー1／参考文献1：pp76－78／参考文献2：p466
- 40) 参考文献1：pp79.80
- 41) 参考文献1：p37
- 42) 参考文献1：p68